

第二十四回 参議院 商工委員会 會議 録 第五号

昭和三十一年二月九日(木曜日)午後一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事 高橋 衛君
河野 謙三君

委員

西川 弥平治君
白川 一雄君
中川 以良君
深水 六郎君
阿具根 登君
海野 三朗君
上條 愛一君
藤田 進君
上林 忠次君
首藤 新八君

衆議院議員

政府委員

通商産業 川野 芳滿君
政務次官
通商産業省 吉岡千代三君
輕工業局長
事務局側 山本友太郎君
常任委員
会専門員

本日の會議に付した案件

- 小委員の補欠選任の件
- 砂利採取法案(衆議院提出)(第二十三回国会継続)
- 高田ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(三輪貞治君) ただいまから本日の委員会を開きます。

この際お諮りいたします。去る二月三日栗山良夫君が商工委員を辞任されましたので、委員長は国産車振興に関する小委員でありました栗山良夫君の補欠として藤田進君を小委員に指名いたします。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

○委員長(三輪貞治君) これより砂利採取法案を議題といたします。前回の委員会において本案に対する修正案が提出され、提出者阿具根登君よりその趣旨説明が行われたのでありますが、右修正案について質疑の御ありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○河野謙三君 この際一点だけお伺いしたいのですが、本法提案の趣旨によれば、現在地方ボスと結びついているところの不徳義な権利の上にだけ眠っておる業者というのが非常にあります。これを撲滅したいということが本法の趣旨であることはたびたび提案者から強調されておりますので、現在までも、私よく知りませんが、河川法の第何条かによれば権利の譲渡というものはできないことになっております。しかるにこれらの不徳義な業者のために相変らず権利の譲渡というものが公然の秘密として行われておると

いうことにつきましては、これは提案者もお認めになることですが、しかるにこれをなす河川法の条項に照らして禁止ができなかったか。どういふ点に行政的に法案に従って権利の譲渡につきまして禁止する措置がとれなかったか、この間の事情を一つ伺いたいと思

います。
○衆議院議員(首藤新八君) 政府委員の方から答弁いたさせます。
○政府委員(吉岡千代三君) 御指摘のように河川法のたしか第二十一条だっ

たと思えますが、砂利採取に関する権利は譲渡できないという明文があるわけでございます。従いまして法律上これは禁止せられておりますので、われわれとしてはそういう実態を具体的に実は承知しておらないわけでございますが、御指摘のような点も耳にするわけでございますので、今回の砂利採取法案の運用に関する要領をいたしまして、建設省と打ち合せをいたしました。採

取事業を行う意思がなく、単に許可を得てこれを他人に譲渡し、あるいは他人に事業を実施させて利益を得る目的のある者には許可せず、また与えた許可を取り消すという方針を指示することにいたしました。それからさらに許可の際には、着手期日等を明確に定めるといふことにいたしました。着手期日を経過しても採取に着手せず、実際に採取を行うことを認められない、また正当の理由なく他人に行

設置と打ち合せをいたしておるわけであり。また重複許可等が行われておる。従いまして行政庁との手続の関係が業者としては非常に負担になっておった。そういうような関係で、他人の取得いたしました権利を譲り受けてやる

ことが簡便であるというふうな考え方もあつたかと思つて。さらに許可に際しまして、この砂利採取業の重要性という点において、やや不十分な点があつたのではなからうかと思つて。本法の成立によりまして、区域、期間等につきましても砂利採取業の安定した運営が成り立つという点をも考慮することによりまして、まじめな業者の地位も安定し、安心してその経営ができるということになれば、その面から一つの権利の売買というふうな原因は除かれるのではなからうかと思つ

わけでございます。もちろんこれを機会にこの砂利採取業に対する行政の運用ということが法的にも明確にせられたいと思つて。今後はこの法案の趣旨とするところから従いまして、これを適正に運用して参るといふことに努力いたして参りたいと思つて。

○河野謙三君 現に法文にあるにわかから行われておると、この事実はお認めになります。でありますからよほど強硬な措置をとられませんか、この権利の譲渡の行為というものは今後相変らず繰返されると私は思うのであります。でありますから、例外なしに権利の譲渡はできないのだというふうにするには一体、私はあらためて伺いますが、どうしたらその的確が期せられるか。

○政府委員(吉岡千代三君) 従来前々から提案者からも御説明がございま

したように、非常に短期間の許可であり、また重複許可等が行われておる。従いまして行政庁との手続の関係が業者としては非常に負担になっておった。そういうような関係で、他人の取得いたしました権利を譲り受けてやる

ことが簡便であるというふうな考え方もあつたかと思つて。さらに許可に際しまして、この砂利採取業の重要性という点において、やや不十分な点があつたのではなからうかと思つて。本法の成立によりまして、区域、期間等につきましても砂利採取業の安定した運営が成り立つという点をも考慮することによりまして、まじめな業者の地位も安定し、安心してその経営ができるということになれば、その面から一つの権利の売買というふうな原因は除かれるのではなからうかと思つ

わけでございます。もちろんこれを機会にこの砂利採取業に対する行政の運用ということが法的にも明確にせられたいと思つて。今後はこの法案の趣旨とするところから従いまして、これを適正に運用して参るといふことに努力いたして参りたいと思つて。

るのが一番徹底していると思ひますけれども、この段階まで来て、それは非常に手続上めんどうだということであるなら、行政指導の面でどういう措置をおとりになるかと、権利の譲渡は認めないという御趣旨はよくわかる。その精神でやられると、気持だけじゃなく、その気持を具体的に現わしたものはどういふものになるかということをお尋ねしたわけです。

○政府委員(吉岡千代三君) まず率直に申しまして、従業者の地位もきわめて不安定であつたわけでございますが、これをまず安定するということが、この法律によって相当程度なし得るのではないかと考えております。で、具体的な行政上の運用で考え方といたしましては、まず許可に際しまして十分にその申請者の実態と申しますか、まじめにこの砂利採取業を運営する人間であるかどうか、その点を十分に検討いたしましたして、許可そのものについて慎重を期して参る、さらに逆に積極的方面から申しますと、まじめにこの事業を運営していこうという人間に對しましては、期間とか区域等の点につきましては、この法律の趣旨とする安定性を与えるその積極的な考慮と、一面消極的に申しますか、まあいいかげんな判断で簡単に、軽々に許可して参ることは十分慎重にやつて参る。その両面の考え方から、これを御趣旨のような点に運用して参りたい、かように考えております。

○河野謙三君 私はもつと率直簡明に具体的な措置を伺いたいのですけれども、でももう一つ別の立場から伺ひますが、河川法の二十一条というのはあるのです。しかるにこの二十一条を無視して権利の譲渡というのは、現実に行われて居るのです。この行われている権利の譲渡というのは無効ですか有効ですか、これを一つ伺ひたいと思ひます。

○参議院議員(菅藤新八君) 二十一条は御承知の通り権利を譲渡するときは行政庁の許可を受ける、こういうことになつておるわけでありませう。従つてわれわれとしては、権利の譲渡があつた場合には、当然行政庁の許可を得たものというふうな解釈しておりますが、問題は、河川法で許可を受けなければ譲渡できないということになつておるけれども、しからばいつまで権利を持つておつても、それを取り消されるという一つの半面の制約は今日まで持つておつてもいい。そこに今までもしからば問題が起つておつたと私は考えております。そこで今度は一定の短期間の着手期日を指定して、それで着手期日が来ても着手しないという場合には、それを取り消すということによつて、いたずらに権利のみを持つておつて着手の意思のない者は、当然権利の取り消しができる。ここに置いてある程度の制約ができる、こういうふうに私は考えております。

○河野謙三君 今までの河川法の第二十一条といふのは、裏返せば、権利の譲渡を認めておるといふことになるわけでありませう。行政庁の許可を得れば、許可ももらえらるということになるのです。そこに二十一条といふのはかえつて弊害があつた。ですから行政庁の許可があるとなかると、当初から権利者に対して認可を与える場合に、これは事業を遂行しない限りにお

いては取り消すのだ、取り消す以外に何ももないのだということにすつきりしない、提案者が非常に心配されておる、本法によつていふゆる一部の権利屋のおもちゃになつておるところの砂利の権利といふものを、撲滅しようとする趣旨が徹底しないように思ふのですが、どうなんですか、それは。

○参議院議員(菅藤新八君) 本問題はこの法案の一番骨子だとわれわれ考えておるのであります。が、そうしてそれは砂利採取法第十一條の運用においてこれを厳格に一つ実行いたしたいという気持を持つておるわけでありませう。そうしてこの十一條の運用のおもなものは、先ほど申し上げた通りに、許可を受けようとするときは着手の期日、採取の期間、採取の区域、採取の方法、採取数量、及び採取量、または払い下げ量を定めるほか、着手期日を経過しても着手しないという事実があつた場合には、すぐにこれを取り消して他のやる意思がある者にこれをやらせるといふことを厳格にやれば、多分さういふ権利のみを売買とする目的を排除できるのではないかと、こういうふうに実は考えておるのであります。

○河野謙三君 どうも私は、この本法だけによつて河川法の二十一条との関係は、全部解消しないと思ふのだが、河川法の二十一条といふのは相変わらずあるわけですね。もし権利の譲渡しようと思ふ者は行政庁の認可を得ればよいと思ふのは行政庁の認可を得ればよいのだ。ところが本法の提案者の趣旨は権利の譲渡といふものは厳格に規制していこうといふのでしよう。その関係においてどうも私は、相変わらず権利の譲渡といふものは行政庁の認

可といふけれども、行政庁の認可そのものが非常に今まではさうだつたのだから、そこに本法の提案者の趣旨もあつたわけだから、でありますから本法の提案者におきましては、この本法の中に権利の譲渡を禁止するか、さもなければ通産省の方ではつきりと、権利の許可を与える場合には権利の譲渡は一切認めないのだ、例外は認めないのだといふような具体的な行政面を担当されておる行政庁の方から私は伺わなければ、これはちょっと困るです。

○政府委員(吉岡千代三君) 御指摘のように、本法はこれは公法上の権利でございますから、これをむやみに譲渡するといふ場合には、これを正当な理由づけのできる場合は少いかと思ひますが、一切譲渡を禁止していいかどうかという点につきましては、今後さらに實際の上の実態を十分に検討いたしましたして、公益上、あるいはこれによつて砂利採取法の健全な運営を促進されるという十分な明確な理由のない場合はこれを許可しないといふことを、運用方針として地方庁に指示するといふことにして参りたいと思ひます。

○河野謙三君 ほんとうは私この質問を一、二分でやめようと思つたのですけれども、どうもこの問題は私だけじゃなく、ほかの委員の方もこれは非常に重要なポイントだと思つたのです。これは本法によつて今までの短期間の許可が長期にわたるわけですね。少し誇大にものを言へば、これは一つの鉱業権を与えることになるのです。でありますから一ぺん許可を取ると、一つの鉱業権を取つたやうな気分になつて、長期でありますから、権

利の譲渡といふケースは今までもよく起つてくるはずだと思つたのです。ところが提案者の方はさういふことは今までもよりも一そう厳重に規制するのだと、ところが長期でありますから、そのケースはふえるには間違いない。これに對してあらかじめこの法律によつて備えるか、さもなければ行政指導の面において、あらかじめこういうふうな備えるのだといふことを私は伺つておかなければ、どうも私は提案者の趣旨と非常に違つた結果が生れると思つたのですが、これはどうなんですか。

ちよつと私は休憩してもらひたいと思ひます。これはほかの委員の方に私は聞いてからさらに議事進行したいと思います。

○委員長(三輪貞治君) ちよつと速記をとめて。

午後一時五十八分速記中止

午後二時十三分速記開始

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて下さい。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど来河野委員、その他の委員の方から採取権の譲渡につきましていろいろ御注意をいただきました。私どももなお十分実態を今後勉強して参りたいと思つておりますが、さういふ御趣旨のような点から、当分の間はこの採取権の譲渡は一切認めないといふことを指示することといたしまして、どうしても本法の運用上積極的な必要があるという点が明確になりました場合は、さういふ理由を明らかにいたしました上で、当委員会にも御了解を得ました上で、きわめて限定された場合にのみ、

利の譲渡といふケースは今までもよく起つてくるはずだと思つたのです。ところが提案者の方はさういふことは今までもよりも一そう厳重に規制するのだと、ところが長期でありますから、そのケースはふえるには間違いない。これに對してあらかじめこの法律によつて備えるか、さもなければ行政指導の面において、あらかじめこういうふうな備えるのだといふことを私は伺つておかなければ、どうも私は提案者の趣旨と非常に違つた結果が生れると思つたのですが、これはどうなんですか。

ちよつと私は休憩してもらひたいと思ひます。これはほかの委員の方に私は聞いてからさらに議事進行したいと思います。

○委員長(三輪貞治君) ちよつと速記をとめて。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど来河野委員、その他の委員の方から採取権の譲渡につきましていろいろ御注意をいただきました。私どももなお十分実態を今後勉強して参りたいと思つておりますが、さういふ御趣旨のような点から、当分の間はこの採取権の譲渡は一切認めないといふことを指示することといたしまして、どうしても本法の運用上積極的な必要があるという点が明確になりました場合は、さういふ理由を明らかにいたしました上で、当委員会にも御了解を得ました上で、きわめて限定された場合にのみ、

その際には御考慮をお願いする、それまでは当分の間は一切それを認めないということに運用して参りたいと思っております。その点を御了解いただきたいと思っております。

それからなお、阿具根委員からお尋ねがござりました、本法第十一條の運用による許可の期間につきましては、手廻り採取業者については六カ月、機械採取業者につきましては一年を基準といたしまして許可するように運用して参りたい、これもその趣旨を通知することにしたしたいと思います。

○海野三朗君 私はこの修正案に対してちょっとお伺いしたいので、十一條です、十一條で「河川等の管理上その他公益の保持の上に支障がある場合を除き」と、この河川管理上あるいは公益保持の上に支障がある場合というのは、どこで判断をするのでありますか。これはその主務官庁、たとえば建設省とか地方の通産局とかに願ひでも出してやってもらうのか、許してもらうのか、あるいはそうではないにやり得るのか、その辺はどういうもんですか。その辺どういふふうに河川管理上お考えになつていますか。

○衆議院議員(首藤新八君) これはですね、河川管理上のいろいろの制約はあります。従つてその制約に違反せない場合、さらにはまた公益的な事業である電源開発であるとか、あるいはその他の場合にも、その場合、実際に考慮いたして、電源開発等に支障があるというふうなときには、これは許可しない、こういう支障のない場合に限つてこれを許可するという趣旨であります。

○海野三朗君 この河川管理上支障があるかと判断するのはどこで判断しますか。

○衆議院議員(首藤新八君) これはその区域を担当しておる行政官庁でこれを決定するのであります。

○海野三朗君 そうしますと地方の通産局になりますか、または建設省になりますか、あるいは県庁あたりになるのですか。

○衆議院議員(首藤新八君) 行政官庁は地方の府県であります。

○海野三朗君 そうするとその府県の方には、つまり願書を出すわけですね。願書を出して、県の許可によって効力を発生するというわけですか。

○衆議院議員(首藤新八君) その通りでございます。

○海野三朗君 そういたしますと、これはもう全部地方の通産局ではなしに、県の方に入りますか。

○衆議院議員(首藤新八君) お説の通りであります。

○藤田進君 今に關連して、従来の説明もあつたことだけれども、またそれが速記に載るといふことになれば……許可するに當つては地方庁、つまり県知事、県知事はその内規に従つてしかるべき機関、土木出張所長等に委任するといふようなことがとられ得ると思つておられますか、その通りだといふお答えなんです、その通りだと採用法案に照らしてどうだといふ、そういうことについてもこれは本省は通産省でしようから、これと關連はどうか、手続をとられるのか、關連して伺いたいと思つておられますか。

○衆議院議員(首藤新八君) この問題は建設省通産省両方にまたがっております。さらに実際に許可するのは地方の府県、三本建てになるわけであり

ます。従つて許可をいたします場合には、当然事前に通産省、建設省、主管官庁と合議の上で、合議が成り立つた場合に許可する。その許可は府県がこれらの責任を負うということになります。

○藤田進君 実務の場合を考えた場合、あらかじめ基本方針なり今る議論になつた通産その他そういう場合はできるが、具体的な許可について各省庁間において、あるいは地方庁間において見解が違つても、さういふ起き得ると思つておられますか。その地点の何坪か何立米かのものが、果して水害の支障があるやなしやとか、その他あると思つておられますか。そういうこと、事案について、ごとう御協議なさるのかどうか。むしろさういふ面の方が國民として、あるいは業者としては一番重要なところだ、どうなるとか、さういふ場合の扱いはどうなさるのかというお尋ねをしておるわけですか。

○衆議院議員(首藤新八君) 大体地方の行政庁に對しては、建設省、通産省の間で許可の内規というものを作つてこれこれのものは許可すべきである、あるいは許可すべからずという内規を作つて、示唆しておきたいと思つておるわけであり、で、しかも実際にどうするかというものであります。場合どうするかといふことでも、それが、それはただいま申し上げた通りで、河川管理人、あるいはさらに進んで建設省あるいは通産省と事前に合議し、さうしてその合議ができた場合に許可をいたすという順序をとりますれば、支障のない運営ができるのではな

いか、さういふ考え方をとつておる

○藤田進君 そうしますと、内規その他の段階では御協議になるだろうが、具体的な許可申請が出てきた場合には、内規その他に照して、窓口として

は県知事のところ一つと、さうして県知事の判断においてそれが許可、不許可がなされる、さういふことになるわけでしょうか。

○衆議院議員(首藤新八君) その通りでありまして、その許可をする場合の県知事は、事前に示されておる内規を標準としてそれで許可するか許可しないとかきめるといふことになると思つておられますか。

○藤田進君 修正案について若干質疑をいたしたいと思つておられます。これは提案の理由説明にさらに詳しい説明もすであつたので、二、三の点についてお伺いをいたしますが、その「第一條中以下見受ける」ところ字句の修正という点で、さして内容に変更が加えられたとも解せられないようであり、その際明かにいたしたいと思つておられます。そこで五條の「採取管理者を選任」、以下修正案に示されておること、これを作業主任と名称を変更することになつておるのです。この場合「作業主任者」と、この間の相違について、さうお伺いしたいと思つておられますか。

○阿具根登君 これは実際に申し上げますならば、第六條で、第三條の公益の保持といふものをうたつておる。これを管理しなければならぬといふことになつておられますが、第五條の見出しにすれば、これが採取管理者といふことになつておるものだというふうな

ことに考えられるわけであり、しかもそれをまあ命令するものはこれは業者である。さういふ二足のわらじの

ことをやつたらば、今までやられておる他の法案でも見られるように、政府が考へておる、この法律が考へておるその精神のほかに、その人たちの生活は業者から与えられておる。さうすれば業者の言ふことだけしか聞かない

管理業者といふのは考へられない、さういふふうな考へ方からその作業の責任者である、その作業の責任者が砂利採取に當つては責任を持つておるといふことになり、これが違法な場合でも業者が一番強くその責任はかかつておる、さういふ考へ方から管理業者といふ言葉を抜いて作業主任者、いわゆる業者は他の地方におつてさうして仕事をさせておる、その人を管理業者といふふうな感じ方ではなくて、作業の主任者だ、あくまでもそこに責任があるのだ、さういふふうな考へ方で主任者といふことに直したわけですか。

○藤田進君 そういたしますと、河川法並びに砂利採取法、この実定法上の権限等から見れば、これはあくまでも請願者であるその人に、刑法上その他責任がなければならぬと思つておられますが、その点と、それから現場での作業主任との責任範囲の相違ですね。それが管理者の場合には、政府筋からかおつて聞いていたと思つておられますが、作業主任といふ名称になつた場合との相違で、さういふ点はどうか、さういふに解せられておるのですか。

○阿具根登君 私はこの管理者といふふうなもの、これは第三者的なもの、でなければならぬと思つておられます。その作業に直接關係のある人が管

理をするというのはおかしいのだ。そのためにこれは河川法にいう、あるいは行政官庁から指名された管理する人がおるはずなんです。そういう人とこれは厳格に分離しておかねばならない。あくまでも作業のこれは責任者である。しかしその責任者はいわゆる管理面からそれを侵さないように十分やられている。侵した場合、その主任者だけの責任でなくて、その作業の主任者というものは業者から委任されておる。いわゆる業者の優先であるから、これは業者に最も強くその責めを負わせることができる、こういうような観点と、しからばその業者は主任者には要らないではないか、こういうことになるわけでございますが、そうすれば、仕事をする場合に一々業者を遣いところから呼び寄せるとか、あるいは連絡をとるといふことが非常に不便であるから、その代行者としてこれを主任者とする、こういうことであります。

○藤田進君 この際政府にお伺いいたしておきますが、管理の内容は省令にゆだねられているようでありませんが、この「管理者」という原案に対して「作業主任」という、今修正者の説明がありました内容で修正案が通過した場合における省令の内容について、その概略を御説明いただきたい。今大よそ考えられているところの政令についてですね。特にこの作業主任にどういふ点を委任するといふところにまで及ぶのかどうか、責任範囲の問題などについて……

○政府委員(吉岡千代三君) この法律に基きます罰則等は、これは原案におきましても事業主のものにかかるといふことになっておりまして、この点

は「採取管理者」が「作業主任者」に変わりましても何ら変わりはないわけでございます。ただ、先ほど阿貝根委員からお話がありましたように「採取管理者」という字句は河川管理者というふうな概念ともややまざらわしい点もあるかと思ひます。またこれによつて事業主の責任が免れるのではないかと、いろいろな印象を与えるような点もございまして、ただいま御説明のありましたように、これはあくまで現場の作業の主任者である。この砂利の採取を行うにつきましては、いろいろ技術上の問題もございまして、また多数の労働者を、中にはまあ十分知識経験を持たない臨時の日雇人夫等を使う場合もあるわけでございまして、この点につきましては、やはり現場の作業の指揮監督を行うという意味の人がおつた方が、行政運用上も都合がよくなるか、また運用によりましては、その作業主任者というふうな地位を法律上明確にすることによりまして、その本人も自分の地位を權威づけられ、責任を感じて職務に励んでいただくというふうな面もございまして、ただいま考えておりますところでは、採取の技術面の問題、それから現場の労働者を、この河川の管理その他公益の目的に沿うように実際の作業をやつていただくという面におきましてこれを十分に指導いたすといふことを中心に運用して参りたい、かように考へておる次第でございます。

○藤田進君 私が伺ひたいしたいのは、許可する場合には、許可の条件として、範囲なり、ことに堤防から何メートルとかいろいろなることがあるわけでございますが、しばしばその作業

が受け取り制などになつたりして、ともかくにも能率を上げるといふことに實際は重点が注がれやすい。そういう場合に作業主任者等が許可の条件を順守して、これは季節的には突如として水害の起らないこともない、いろいろな事態を河川は持つておるわけでありますから、そういうときに万全の態勢がとれる。しばしば監督官庁が出向いて、刻々の作業を監督しなくても、これらの人によつて安全が守られていくというところで、そういうこととするならば、これに政令としてほどの程度の知識を有するものあるいは責任の範囲はどの程度のものというふうなことがあつて、むしろ政令の面で作業の主任者にある程度の権限というふうなものもあつて、むしろ政令の面で、現場においては統制がとりにくいといふことも考へられるので、それらの点について政令が今日予想せられておる内容は、そういう面においてどういふものになるのかという点をお伺いしておるわけで、設置の必要性をお伺いしておるわけじゃないのです。

○政府委員(吉岡千代三君) この作業主任者につきまして、ただいま御指摘のような知識と経験等についても、いわゆる資格要件として考慮する必要があるのではないかと、現状におきましてわけでありまして、現状におきましては、比較的零細な業者を対象にし、これに直ちに厳重な資格要件等をつけることは、かえつて実情に適しないのではないかと、まずもって当事者のこの法律に沿うような作業を遂行していき、この意識を大いに喚起いたしまして、これに技術面なり公益保持の面の能率指導をいろいろな方法でやつて参

る。そういうことで管理者の、作業主任者の自覚を促しまして、それによつてこの法律の趣旨に沿うような運用をはかつて参りたい、こういうことをただいまのところの主眼に考へておるわけでございます。もちろん御指摘のいろいろな災害等の発生するおそれある場合に、どういふ処置をとるべきかという点につきましては、できる限り専門家の意見等を徴しまして、具体的措置等について、これを指示して育成するようにして参りたい、かように考へておるわけでありまして。

○藤田進君 どうも非常によく然として、私の質疑いたしております内容については、どうもお答えが不満足なものですがこれ以上続けません。

○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて下さい。

○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて下さい。他に御質疑はございせんか。……御質疑もないようでございますから、修正案に対する質疑は尽きたものと認め、これより原案並びに修正案について討論には入りたく存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三輪貞治君) その前に皆さん方に御報告をいたしておきます。実は本法案に対しては、建設委員会においても非常に関心を持たれて、合同委員会等の申し入れがあり、またその申し入れに応じて合同委員会を開いた経緯もございまして、この度建設委員長より商工委員長に対して次のような申し入れがございましたので、皆さん方に御報告いたしておきます。

砂利採取法案に関する申入れ

貴委員会において審議中の砂利採取法案については、左記事項の点を当委員の懸念をもつて申入れする。

一、この法律の運用に當つては、河川法に基き都道府県知事が有する河川管理の権限を尊重し、河川の管理に支障をきたさないようにすること。

二、砂利が建設工事の主要なる材料たるに鑑み本法施行による権利の設定等に起因して価格の高騰を来さざるよう運用に留意せられたい。

以上であります。御意見のあり方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○河野三君 私は本法につきましては、提案者の意図されておることは、この程度の法案をもってしては、よき結果を必ずしも生むとは考へられな

い。問題は今後の運用に待つて初めてこの提案者の意図されることこの法案の趣旨が生きるか死ぬかの問題だと思ふ。たとえば本法によつて零細な業者は圧迫を受けるじゃないか、こういう危険はわれわれ依然として持つております。しかし、これにつきましては提案者はさういふにあらずとお答えされておられます。また、従来提案者自身が非常に強く主張されておりました業者の権利の譲渡、これによるところの利権の対象になつておつた業界の腐敗といふものを、本法によつて徹底的に肅正するのだと言つておられますけれども、これも私は今後の運用に待つて、初めてこの趣旨が徹底するかしないかの問題にかかつておる、かように思ひます。また、その他この法によつて今後の砂利というものは、値段は安くな

り、しかも質は良質になる、これを大きく期待されておりますが、これにも私は非常な疑問を持っております。

さような意味合いから、本法につきましては、以下申し上げますような附帯決議をつけまして、今後の法の運用に当る行政府に私は強く注意を喚起したい、かように思います。であらうかじめ準備いたしました付帯決議案を朗読いたします。

砂利採取法の施行に当り、政府は次の諸点に留意し、万全の措置を講じなければならぬ。

一、砂利の採取許可が一種の利権として取扱われ販売されることのないよう厳重に取締ること。

二、公共工事の運営を阻害せしめざるは勿論、自家消費及び農家等の季節的な砂利採取、又は経営規模の零細な業者の経営に支障なからしめるよう措置すること。

三、中小業者を圧迫することのなきよう配慮するとともに、その育成を図るため、資金の確保、協同化等を積極的に推進すること。

四、建設基礎資材としての砂利の重要性に鑑み、強力にその品質の向上と価格の低下を図ること。

以上でございます。以上付帯決議をつけまして私は賛成いたします。

○藤田進君 私は日本社会党を代表いたします。砂利採取法案について、阿具根委員より提出されております修正等に賛成し、その他修正部分を除く原案に賛成をいたします。

なお、たゞいま河野委員より提案せられました付帯決議案について賛成をいたしますと同時に、他に要望を付しまして賛成するものであります。

すなわちこの種立法に関して、必ずしも議員提案が妥当であるかどうかについては私は疑問を持つものであります。創設的な立法というよりも、むしろ河川法におけるところの今後の運用、この手続的な分野が多分に含まれていると解せられるようなことについて法案については、議員提案を待つまでもなく、政府におかれては平素行政監督上十分な検討を加えられ、かつ、主要な立法は政府提案にするのが建前であると私は考えるものであります。その点将来について十分なる注意を喚起したいと思っております。

他の第一点は、先ほど河野委員も言われましたように、この法律が施行せられるに当って、ほんとうに公益のために役立つものであるか、あるいは悪法に墮するかということについては、付帯決議案にもありますように、今後の運営の妙味というものがきわめて重要であると思っております。この点付帯決議にもありますが、さらに重ねて運営に当っては公益を優先する妙味をもつて当られるように、特に申し加えておきます。

以上で賛成討論を終わります。

○中川以良君 私は自由民主党を代表いたします。本法案に賛成を申し、かつまた阿具根君提出の修正案に賛成をし、さらに河野君御発言の付帯決議案に対しても賛成をいたすものであります。御承知のごとく本法律案はわたくしは審議を続けて参つた。どうしてこういう長い慎重なる審議をいたしましたかということに私は思ひをいたしますと、これは従来砂利の採取事業というものはいろいろな点にお

いてまことに明確を欠いておつた。しかもややともいたしますと、砂利採取はいろいろの利権がこれに伴うといふようなことでもって幾多の非難を浴び、今まで過去の実情を見ましても、私も寒心にたえないところがあった。そこで提案者といいたしましては、この砂利の採取事業の発達に資しますと、砂利の採取と河川の保全との調整をはかつて、近時非常に需要が増して参つたところの砂利の供給を円滑に、しかも良質多量のものを出して、これが一般公益事業を初め諸般の需要に対して十分なる効果を出し得ると思つて、意味のもとにこれを出したと思つてあります。

しかしながら、この提案者の趣旨はこの法案には十分に盛り込まれておらず、ややともいたしますと、この法律の運営を誤つたときには、これはむしろ提案者の善意によるところの越旨といふものは逆の結果を招くおそれがある、かような意味のもとに当委員会においては、各委員諸君が真剣なる検討を加えいろいろ議論をされ、しかも妥当を得た修正案を出され、さら

にたゞいまの付帯決議等も出て参つたものと私は信ずるのであります。ことに、本案の運営をよくしていただきませんと、すなわち権利の転売等と利権を伴うようなことが出て参り、あるいは零細なる農家の運営をして困難ならしめるというふうな幾多のことが出て参る。特に建設関係におきましても、災害等の場合においてすぐ復旧工事をす

るといふようなときに、適切な措置をこれは政府がおとりにならぬと、非常に急なる場合に、高い砂利を買わな

ければならぬ、あるいは容易にこれが採取できないというようなことも起つて参ります。従来質疑中にございましたように、電源開発等の場合においても、電源開発の主体がきまると、どうもその一帯の権利を押さえるといふようなことがもつたといいたしまして、これは公益事業に対しては非常なる支障を起し、将来に禍根を残すことにな

ります。こういう点も私はこの際さら

にここに重ねて発言をいたしまして、当局のこれが運営に對するところの善処を促してやまない次第でございます。

以上をもちまして、私は本法案の精神が、今後の運営におきまして十分に遺憾なく發揮されることを切に期待をいたしまして賛成討論をいたす次第でございます。

○委員長(三輪貞治君) 他に御発言もございませんから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。

これより砂利採取法案について採決に入ります。

まず、阿具根君提出の修正案を問題に供します。阿具根君提出の修正案に賛成の方の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三輪貞治君) 全会一致でございます。

よつて、阿具根君提出の修正案は可決されました。

次に、たゞいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方

の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三輪貞治君) 全会一致でございます。

よつて、本案は全会一致をもちまして、修正すべきものと議決されました。

次に、討論中に述べられました河野謙三君提出の付帯決議案を議題といたします。

河野謙三君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三輪貞治君) 全会一致でございます。

よつて、河野謙三君提出の付帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議をすることに決定いたしました。

この際、政務次官より発言を求められておりますから、これを許します。

○政府委員(川野芳彌君) たゞいま砂利採取法案の採決に当りましては、妥当なる付帯決議をされまして御決議になつたのであります。通産省といたしましては、本法案の運用に当りまして、遺憾なきを期したいと思います。

○委員長(三輪貞治君) なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。

報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本法案

を可とせられた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 高橋 衛 河野 謙三
- 西川 弥平治 白川 一雄
- 中川 以良 深水 六郎
- 阿具根 登 海野 三朗
- 上條 愛一 藤田 進
- 上林 忠次

○委員長(三輪貞治君) 次に、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の趣旨説明を願います。

○政府委員(川野芳清君) 本日ここに、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を提出いたしました理由について御説明申し上げます。

現行高圧ガス取締法が施行されましたのは、昭和二十六年でありまして、最近になって高圧ガス工業の進歩発展にみるべきものがあり新しい種類の高圧ガスが出て参りましたので、この事態に対応して、これに対する規制を強化充実する必要があります。これがこの改正法案を提出しました第一の理由でございます。

また、現行法を数年間運用して参りました経験に徴するに二、三の規定について、従来よりも一段と保安上の目的を達成するために、規定を改善、整備することが必要であると認められるのであります。これがこの改正法律案を提出いたしました第二の理由であります。

この法律案のおもな改正点を簡単に御説明いたしますと、
第一に、液化酸素の消費について、危害防止に関する技術上の基準の整備

をはかり、この基準に適合しておらない場合には、基準に適合させるための命令を出し得るようになるとともに、液化酸素を消費する者に事業の開始とか、その施設の変更とかの場合に、届出義務を課して、監督上の建前を確立することがあげられるのであります。

第二に、液化酸素の消費と高圧ガスの販売につきましては、相当多量の高圧ガスを取扱っている場合とか、最近急速に伸びておりますプロパンのよう

な危険な高圧ガスを取扱っている場合には、災害の発生を防止するために、現場監督に相当する取扱主任者を十分な知識経験を持つ者のうちから選任して、これに保安上の一切の責任を課することが指摘されるのであります。

第三に、高圧ガスを充填する容器に對する現行の表示義務を拡張強化することが取りあげられております。これは、容器に充填して差しつかえない高圧ガスの種類を、その容器に明瞭に色分けして表示をさせる義務が、従来は容器の製造直後一回だけに限定せられていたのを改めて、その表示が使用期間中に消滅した場合にも、義務を拡張させるものであります。

以上の改正のほか、昭和二十六年に定められて今日に至っております各種の手教科の金額を、その後の物価の変動に応じてこれを調整改訂するための改正とか、高圧ガス保安審議会の委員の任期を現行の六か月から二年に延長するといった改正があります。主要な改正点につきましては、以上の三点をあげることができるのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします。

次第でございます。○委員長(三輪貞治君) ちょっと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて本日はこれをもって散会いたします。午後二時五十分散会

二月七日本委員会に左の案件を付託された。
一、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案
高圧ガス取締法の一部を改正する法律

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号を次のように改める。

三 常用の温度において圧力が二キログラム毎平方センチメートル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が二キログラム毎平方センチメートル以上であるもの又は圧力が二キログラム毎平方センチメートルとなる場合の温度が三十五度以下である液化ガス

第二条第四号中「シアン化水素ガス、フロン十一ガス、プロムメチルガス」を「液化シアン化水素、液化プロムメチル」に改める。
第二十四条の次に次の四条を加える。

(消費)
第二十四条の二 五百キログラム以上の液化酸素を貯蔵することができざる設備に貯蔵して液化酸素を消費する者(以下「液化酸素消費者」という)は、事業所ごとに、消費開始の日の二十日前までに、消費のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の三 液化酸素消費者は、消費のための施設を、その位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 液化酸素消費者は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つて液化酸素の消費をしなければならない。

3 都道府県知事は、液化酸素消費者の消費のための施設又は消費の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて液化酸素の消費をすべきことを命ずることができ

第二十四条の四 液化酸素消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

2 液化酸素消費者は、液化酸素の消費を停止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
第二十四条の五 前三条に定めるものの外、通商産業省令で定める高圧ガスの消費は、消費の場所、数量その他消費の方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。
第二十五条(見出しを含む)中「消費及び」を削る。

第二十七条中「販売業者又は」を「販売業者」に改め、「占有者」の下に「又は液化酸素消費者」を加える。

第二十八条の見出しを(作業主任者及び取扱主任者)に改め、同条第二項中「第一種製造者」の下に「販売業者又は液化酸素消費者」を加え、「前項」を「第一項又は前項」に改め、「作業主任者」の下に「又は取扱主任者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 販売業者(通商産業省令で定める高圧ガスを販売する者に限る。以下この条及び第三十四条において同じ)又は液化酸素消費者は、販売所又は事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高圧ガス取扱主任者(以下「取扱主任者」という)を選任し、高圧ガスの取扱又は液化酸素の消費に係る保安について監督を行わせなければならない。

第二十九条第三項中「高圧ガス作業主任者国家試験(以下「国家試験」という)」「高圧ガス作業主任者試験(以下「作業主任者試験」という)」に改める。

第三十一条(見出しを含む)中「国

家試験」を「作業主任者試験」に改める。

第三十二条第一項中「作業主任者」の下に「又は取扱主任者」を加え、同条第二項中「高圧ガスの製造」の下に「若しくは販売又は液化酸素の消費」を「作業主任者」の下に「又は取扱主任者」を加え、「又はこの法律に基く命令及び」を若しくはこの法律に基く命令又はに改める。

第三十四条中「若しくはその代理者」の下に「若しくは取扱主任者」を、「第一種製造者」の下に「販売業者又は液化酸素消費者」を加え、「又はその代理者」を若しくはその代理者又は取扱主任者」に改める。

第三十六条第一項中「高圧ガス貯蔵所」を「若しくは貯蔵所、液化酸素の消費のための施設」に改める。

第三十七条第一項中「事業所又は高圧ガス貯蔵所」を「事業所、高圧ガス貯蔵所又は第二十四条の二の事業所」に改め、同項及び同条第二項中「第二種製造者又は」を「第二種製造者、」に改め、「占有者」の下に「又は液化酸素消費者」を加える。

第三十八条第一項第一号中「第十二条第三項」を削り、同項第三号中「第二十八條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二項中「第二種製造者」の下に「又は液化酸素消費者」を、「その製造」の下に「又は消費」を加え、同項第一号中「第十二条第三項」の下に「第二十四条の三第三項」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第二十八條第二項の規定に違反したとき。

第三十九條第一号中「第二種製造

者又は」を「第二種製造者」に改め、「占有者」の下に「又は液化酸素消費者」を加え、「施設又は高圧ガス貯蔵所」を「施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設」に改め、同条第二号中「占有者」の下に「液化酸素消費者」を加える。

第四十六条の見出し中「容器」の下に「刻印及び」を加え、同条第一項を次のように改める。

容器検査に合格した容器の所有者は、前条第一項の規定により容器証明書の交付を受けたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印及び表示をしなければならぬ。

その表示が滅失したときも、同様とする。

第四十八條第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十六條第一項の表示をしてあること。

第六十一条中「高圧ガスの輸入をした者」の下に「液化酸素消費者」を加える。

第六十五条中「第十六條第一項」を「第十四條第一項、第十六條第一項、第十九條第一項」に改める。

第六十八条中「国家試験」を「作業主任者試験」に改める。

第七十条中「六箇月」を「二年」に改める。

第七十三条第一項の表中「七千円」を「九千円」に、「五千円」を「六千五百円」に、「二千円」を「二千五百円」に、「千円」を「千三百円」に、「三千円」を「四千円」に、「国家試験」を「作

業主任者試験」に、「八百円」を「千円」に、「二百円」を「三百円」に、「六十円」を「八十円」に、「五十円」を「七十円」に改め、同表第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第五十四条第一項の規定による容器証明書の書換を受けようとする者 八十円

第七十三条第二項中「国家試験」を「通商産業大臣が行う作業主任者試験」に、「作業主任者免状」を「通商産業大臣が行う作業主任者試験に係る作業主任者免状」に改める。

第七十四条第一項中「通商産業大臣又は」を削り、「第五條第三項若しくは」を「第五條第三項、」に改め、「第四項」の下に「第二十四條の二若しくは第二十四條の四第二項」を加える。

第七十五条中「第二十三條から第二十五条まで」を「第二十三條、第二十四條、第二十四條の三第一項若しくは第二項、第二十四條の五、第二十五条」に改める。

第八十一条第六号中「製造」の下に「若しくは消費」を加え、同条第七号中「高圧ガス貯蔵所」の下に「若しくは液化酸素の消費のための施設」を加える。

第八十二条第一号中「第二十三條から第二十五条まで」を「第二十八條第二項」に改める。

第八十三条第一号中「第二十八條第二項」を「第二十四條の二、第二十四條の四、第二十八條第三項」に改め、同条第二号中「第十三條」の下に「第二十三條、第二十四條、第二十四條の三第一項若しくは第二項、

第二十四條の五、第二十五条」を加える。

第八十四条ただし書を削る。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める。ただし、第二条第三号及び第四号、第二十九條第三項、第三十一条、第六十五条、第六十八条、第七十条並びに第七十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第二条第三号の改正規定の施行の際現に改正後の同号の規定により新たに高圧ガスとされた液化ガス（以下「追加ガス」という。）の製造をしている者のその追加ガスに關しては、同号の改正規定の施行の日から一月間は、第五條第一項又は第十四條第一項の規定は、適用しない。その期間内に第五條第一項又は第十四條第一項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 第二条第三号の改正規定の施行の際現に追加ガスの製造をしている者のその追加ガスに關する第五條第二項の規定の適用については、同項中「事業開始の日」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）による第二条第三号の改正規定の施行の日」とする。

4 この法律の施行の際現に液化酸素消費者である者に關する第二十四條の二の規定の適用については、同条中「消費開始の日」の二十日前までに、とあるのは、「高圧

ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）の施行の日から一月以内に、とす。

5 第二十九條第三項及び第三十一条の改正規定の施行の際現に従前のこれらの規定により行われた国家試験に合格している者は、改正後のこれらの規定による作業主任者試験に合格しているものとみなす。

昭和三十一年二月十一日印刷

昭和三十一年二月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局